県税の課税免除および不均一課税について

■対象地域

産業振興促進区域 (過疎法)

過疎地域に該当する市町が策定する市町村計画に記載された区域

過疎地域に該当する市町	適用対象期間		
○公示日:令和3年4月1日			
福井市(旧美山町、旧越廼村に限る。)、大野市、	公示日から		
池田町、南越前町、越前町(旧越前町に限る。)	令和9年		
	3月31日まで		
○公示日:令和4年4月1日勝山市、あわら市(旧芦原町に限る。)、永平寺町(旧上志比村に限る。)、若狭町(旧三方町に限る。)	(過疎地域に該当しないこととなる場合には、該当しないことと なる日まで)		

産業振興促進区域内における設備投資が対象です。 ※市町村計画については、該当市町にお問い合わせください。 促進区域 (地域未来投資促進法)

促進区域	適用対象期間		
全市町	平成29年9月29日から 令和10年3月31日まで		
	14HIO-07101HYC		

※ ただし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展 の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」 という。)第13条の規定により地域経済牽引事業計画に ついて、県の承認(地域未来投資促進法第14条の規定に よる変更の承認を含む。)および法第25条の規定により 国の確認を受け、その計画に掲げる対象施設の用に供す る設備の新設、増設をした場合に限ります。

※地域経済牽引事業計画の承認等については、県成長 産業立地課にお問い合わせください。 地方活力向上地域(地域再生法)

市町名	地域再生計画	適用対象期間
全市町	福井県地方活力向上 地域特定業務施設整 備促進プロジェクト (平成27年10月2 日認定・同日公示)	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日の翌日から3年以内(平成27年10月2日から令和8年3月31日までに認定を受けたものに限る。)

※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等については、県 成長産業立地課にお問い合わせください。

原子力発電施設等立地地域 (原発特措法)

<u> </u>	MY 70 13 10 (A)
市町名	適用対象期間
敦賀市	
小浜市	
越前市(旧武生市に限る。)	
池田町	
南越前町	令和9年
越前町(旧越前町に限る。)	3月31日まで
美浜町	
高浜町	
おおい町	
若狭町	

令和7年4月1日現在

■内容

		要件					事 業 税	不動産取得税		一 大規模償却	
	区 分	対象とする 業 種	一の設備の償却資産 取得価額の合計額等	備考	租特法 適用の 要否	青色 申告 の要否	課税免除・ 不均一課税 ができる期間	課税免除額または不均一課税額		はる不動産 とは不均一課税額) 土 地	予 資産に係る ・県固定資産税
課税免除			取得等した設備(注1)の 取得価額の合計額				個人	個 人			
	産業振興	製造業	500万円以上 法人の場合は、資本金の額等 に応じ次のとおり	機械および装置、工場 用建物およびその附属 設備のうち、製造の事 業の用に直接供される もの		世後 要要 要	設備を事業の用に供以 で事業の用に供以 を事業の用に供 を3年間 ・ 人 ・ 数 ・ は ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の	世報 取得等に係 当該年の る従業者数 所得金額 以票内の (※1) 従業者数 により算出した額を免除する	設備にかかる対象業種	取得後1年以内に対象	
		旅 館 業 (注2)	(資本金の額等) (取得価額) 5,000万円以下 … 500万円以上 5,000万円超 1億円以下 … 1,000万円以上 1億円超 … 2,000万円以上	備のうち、旅館業の用 に直接供されるもの	要			法人(所得割)	の事業の用に供する部分	家屋の建設に着手した 場合の敷地で、直接対 象業種の事業の用に供 する部分	免除期間 3年度間
	促進区域(過疎法)	農林水産物等 販売業 (注3)	500万円以上	機械および装置、建物 およびその附属設備の うち、農林水産物等販 売業の用に直接供され るもの				年度の 所得 (※1) 従業者数 により算出した額を免除する	免除税額 全額	免除税額 全額	免除税額 全額
		情報サービス業等 (注4)	500万円以上	機械および装置、建物 およびその附属設備の うち、情報サービス業 等の用に直接供される もの				※軽減税率適用法人においては、各税率に按分した額			
		畜 産 業 水 産 業		自家労力によって事業 を行なった日数が1/3を 超え1/2以下の場合	否	否	個 人 課税すべき最初の年 から5年間(要件を 満たした年に限 る。)				
	促進区域(地域未来	指定なし	家屋・構築物・土地の 取得価額の合計額(注 5) 1 億円超	※機械および装置等の 減価償却資産は含みません。					促進区域内対象施設の 用に供する部分	H29.9.29以後に取得し、取得後1年以内に促進区域内対象施設の用に供する家屋の建設に着手した場合の敷地	免除期間 3年度間
	投資促進法)	※地域経済牽引事業計画 について、県からの承認 および国の確認を受けて いること	ての関連系性(仕り)は			要			免除税額 全額	で、直接対象施設の用 に供する部分 免除税額 全額	免除税額 全額

	要件				事 業 税	不動産取得税		大規模償却			
	区 分	対象とする 業 種	一の設備の償却資産 取得価額の合計額等	備考	租特法 適用の 要否	青色 申告 の要否	課税免除・ 不均一課税 ができる期間	課税免除額または不均一課税額		さる不動産 は不均一課税額) 土 地	資産に係る - 県固定資産税
	地 方 活 力 向 上 地 域 (地域再生法)	特定業務施設(注7) ・事務所 (下記の8部門のみ) ①調査・企画部門 ②情報処理部門 ③研究開発部門 ④国際事業部門 ⑤その他管理業務部門 ⑥商業事業部門(注8) ⑦情報サービス事業部門	設備(注10)の 取得価額の合計 3,800万円以上 中小事業者等 (注11) 1,900万円以上	※東京都23区から、 従業員および本社機能 を移転することが必要 です。			個 人 設備を事業の用に供 した日の属する年以 後3年間	個人 新増設に係 当該年の 所得金額 (※1) る従業者数 県内の 従業者数 × 税率 により算出した額を免除する	設備にかかる対象業 務の事業の用に直接供 する部分	H27.10.2以後に取得 し、取得後1年以内に 対象業務の事業の用に 供する家屋の建設に着 手した場合の敷地で、 直接対象業務の事業の 用に供する部分	
除		⑧サービス事業部門(注9)・研究所・研修所※特定業務施設整備計画について、県の認定を受けた認定事業者であること					法 人 設備を事業の用に供 した日の属する事業 年度以後3年以内に 終了する各事業年度	法 人 (所得割) 当該事業 年度の 所得 (※1) 新増設に係 る従業者数 県内の 従業者数 により算出した額を免除する 本 税率 ※軽減税率適用法人においては、各税率に按分した額	免除税額 全額	免除税額 全額	
	地 方 活 力 向 上 地 域 (地域再生法)	特定業務施設(注7) ・事務所 (下記の8部門のみ) ①調査・企画部門 ②情報処理部門 ③研究開発部門 ④国際事業部門 ⑤その他管理業務部門 ⑥商業事業部門(注8) ⑦情報サービス事業部門	設備(注10)の 取得価額の合計 3,800万円以上 中小事業者等 (注11) 1,900万円以上	※事業税については、 3大都市圏(首都圏 (東京都23区を除 く)、中部圏、関西 圏)から、従業員およ び本社機能を移転する ことが必要です。	否	要	個 人 設備を事業の用に供 した日の属する年以 後3年間	個人 新増設に係 当該年の 所得金額 × (※1) 新増設に係 る従業者数 × 税率 × 1 県内の 従業者数 1 により算出した額を事業税額とする	設備にかかる対象業 務の事業の用に直接供 する部分	H27.10.2以後に取得 し、取得後1年以内に 対象業務の事業の用に 供する家屋の建設に着 手した場合の敷地で、 直接対象業務の事業の 用に供する部分	
不均一		 ・研究所 ・研修所 ※特定業務施設整備計画について、県の認定を受けた認定事業者であること 					法 人 設備を事業の用に供 した日の属する事業 年度以後3年以内に 終了する各事業年度	法 人 (所得割) 当該事業 年度の 所得 (※1) 新増設に係 る従業者数 県内の 従業者数 1 により算出した額を事業税額とする ※軽減税率適用法人においては、各税率に按分した額	不均一課税額 課税標準額 ※税率×1/10	不均一課税額 課税標準額 ※税率×1/10	
課税			設備(注12)の 取得価額の合計額		_		個 人 設備を事業の用に供 した日の属する年以	Vまたの			
	原 子 力 発 電 施 設 等	製造業	2,700万円超				後3年間		設備にかかる対象業 種の事業の用に供する 部分	取得後1年以内に対象家屋の建設に着手した場合の敷地で、直接対象業種の事業の用に	不均一課税期間 3年度間
	立 地 地 域	道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業	2,700万円超	増加従業者(注13) 15人超			法 人 設備を事業の用に供 した日の属する事業 年度以後3年以内に 終了する各事業年度	により算出した額を、事業税額とする 法 人 (所得割)	不均一課税額 課税標準額 ※税率×1/10	供する部分 不均一課税額 課税標準額 ※税率×1/10	不均一課税額 課税標準額 ※税率 初年度 0.14% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7 % (倉庫業を 除く)

◎用語の説明

【産業振興促進区域】

(注1)取得等した設備

建物およびその附属設備、機械および装置等の減価償却資産のうち、対象とする業種の事業の用に直接供されるものに限ります。し たがって、土地はもとより、事務所、事務所用備品、乗用自動車等はこれに含みません。

取得等とは、取得または製作もしくは建設をいい、建物およびその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕または模様替をい う。)のための工事による取得または建設を含みます。(資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあっては新設または増設 に限ります。)

(注2) 旅館業

課税免除の対象となる旅館業は、旅館業法第2条に規定する旅館・ホテル営業および簡易宿所営業であり、下宿営業および風俗関連営 業に該当するものは含みません。

(注3)農林水産物等販売業

産業振興促進区域内の地区において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理 をしたものを店舗において主に当該地区以外の者に販売することを目的とする事業をいいます。

(注4)情報サービス業等

情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、租税特別措置法施行規則第5条の13第9項第4号に規定する業務および 事業をいいます。

【促進区域】

(注5) 家屋・構築物・土地の取得価額の合計額

※1「当該年の所得金額」「当該事業年度の所得」

家屋およびその附属設備、構築物およびその敷地である土地(H29.9.29以後の取得で、取得後1年以内に対象施設の建設に着手した 場合における当該土地に限ります。)の取得価額の合計額。

(注6)農林漁業およびその関連業種

関連業種は次のものです。

· 家具 · 装備品製造業

・ゴム製品製造業

・パルプ・紙・紙加工品製造業 各種商品卸売業 • 飲食料品卸売業

· 木材 · 竹材卸売業 • 農業用機械器具卸売業 · 家具 · 建具卸売業

廃止された日までの月数

事業年度の月数

・飲料・たばこ・飼料製造業 ・木材・木製品製造業

・プラスチック製品製造業

分割個人および分割法人にあっては、それぞれの分割後の所得金額および所得をいいます。

【地方活力向上地域】

(注7) 特定業務施設

特定業務施設とは、事業者の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設をいい、登記簿上の「本店」であるという形 式的判断ではなく、実際に本社機能を有している業務施設をいいます。

具体的には、事務所、研究所、研修所であって、生産や販売等の部門のために使用されるものは含みません。

(注8) 商業事業部門

専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限ります。

(注9) サービス事業部門

①~⑤の業務の受託に関する業務を行うものに限ります。

設備とは、建物およびその附属設備、構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具ならびに工具、器具およ び備品であり、認定を受けた特定業務施設整備計画に掲げる特定業務施設の用に直接供されるものに限ります。

(注11) 中小事業者等

中小事業者等とは、中小事業者(租税特別措置法第10条第8項第6号)、中小企業者(租税特別措置法第42条の4第19項第7 号)をいいます。

【原子力発電施設等立地地域】

(注12) 設備

設備(自家ガスの製造または自家発電に係る設備を含む。)とは、建物およびその附属設備、構築物、機械および装置、船 舶、航空機、車両および運搬具ならびに工具、器具および備品であり、対象事業の用に直接供されるものに限ります。 また、道路貨物運送業においては「車庫用、作業場用または倉庫用の建物」、倉庫業、こん包業および卸売業においては 「作業場用または倉庫用の建物」をそれぞれ新たに取得する減価償却資産に含むことが必要です。

(注13) 増加従業者

- ① 設備を新増設したことに伴って増加する従業者(常用雇用者のみ)の増加人員をいい、当該設備にかかる守衛その他の 雇人、事務職員等を含みます。
- ② 当該指定区域内にある既存の設備を合理化すること等により生じた余剰雇用者を当該新増設にかかる設備による生産に 従事させた場合においては、当該雇用者は増加した雇用者には該当しません。

※2「家屋」

製造業にあっては、工場用の耐用年数を適用する建物を対象とし、道路貨物運送業にあっては、車庫用、作業場用および倉 庫用の建物を含み、倉庫業、こん包業および卸売業にあっては、作業場用および倉庫用の建物を含みます。

◎従業者の算定方法

事業年度の末日 現在の従業者数

従業者の算定基準

・食料品製造業

それぞれの事務所または事業所の従業員数は、次の基準により算定します。

新設された日から事業

年度の末日までの月数

事業年度の月数

①事業年度の中途で新設された場合

②事業年度の中途で廃止された場合

盛止された月の前月

末日現在の従業者数

③事業年度の各月の末日現在の従業者数のうち、 最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合

4左記(123)以外の場合

事業年度の末日現在の事務所または事業所の従業者数

事業年度の各月の末日現在 の従業者数を合計した数

事業年度の月数

※人数は、1人に満たない端数を生じた場合は1人とし、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた場合は1月とします。 なお、資本金の額または出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者数は、1.5倍して算定します。

2 取得等(新増設)に係る従業者

取得等(新増設)した設備による事業に直接従事する従業者をいい、当該設備に直接従事しない会社役員、事務職員、守衛等は含みません。 ※取得等(新増設)…産業振興促進区域においては「取得等」((注1)を参照)、その他の区域・地域においては「新増設」をいう。

3 県内の従業者数

当該取得等(新増設)された設備ごとに算定した取得等(新増設)にかかる従業者数と、当該取得等(新増設)された設備ごとに算定した取得等(新増設)にかかる従業者以外の者の数、および当該法人または個人が県内に有する他の設備にかかる従業者数(1の算 定基準を適用した数)の合計です。

◎課税免除・不均一課税の適用除外

取得等(新増設)した設備の事務所または事業所で大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、福井県公害防止条例等の公害関係法令に違反があった場合は、課税免除および不均一課税の適用がありません。

■課税免除等の手続き

課税免除または不均一課税(税率の軽減)を受ける場合には、申請書および関係書類を下記の期限までに提出してください。

個人事業税	個人事業税の確定申告書の提出期限まで(所得税の確定申告書を提出した場合は、個人事業税申告書の提出を要しないので、申請書および添付書類のみ提出してください。)
法人事業税	法人事業税確定申告書の提出期限まで
不動産取得税	(法人) 工業生産設備等を事業の用に供した日の属する事業年度の事業税の申告書の提出期限まで
小	(個人) 工業生産設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日まで
県固定資産税	固定資産税(償却資産)申告書の提出期限まで

■お問い合わせ

■ 921 □1 C · □ 1 7 G	<u>'</u>		
名 称	所 在 地	電話	番 号
(嶺北地域)	⊤ 910-8555	個人事業税に関すること	0776-21-2512
万 <u>世</u> 月 铅	福井市松本3丁目16-10	法人事業税に関すること	0776-21-8271
福井県税事務所		不動産取得税に関すること	0776-21-8273
(嶺南地域)	〒917-0297		0.7.7.0
嶺南振興局税務部	小浜市遠敷1丁目101		0770-56-2223